

「かんぽ生命の新規業務（一時払終身保険）の届出」に対する生保労連の見解

生保労連では、郵政民営化にあたっては民間生命保険会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを行うことは「民業圧迫」と言わざるを得ず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行って参りました。

こうした中、10月2日にかんぽ生命より新規業務（一時払終身保険）の届出がなされ、10月11日の郵政民営化委員会において、今回の届出に対する調査審議は不要であり、新規業務の実施について問題ないとの判断が示されました。

かんぽ生命の新規業務の取扱いが「認可制」から「届出制」へ移行するにあたっては、生保労連として公平・公正な競争条件の確保がなされないまま、なし崩し的に業務範囲の拡大・新規業務の取扱いがなされることへの強い懸念を申し述べてまいりました。しかしながら「届出制」移行を契機に、「医療特約の改定等」「契約更新制度の導入等」「学資保険の改定」といった新規業務の取扱いが矢継ぎ早になされており、今回の新規業務（一時払終身保険）についても問題ないとの判断が示されたことは、こうした懸念が現実のものになったと受け止めせざるを得ません。

また、今般届出がなされた新規業務はかんぽ生命の主力商品である養老保険が満期となった際の受け皿となることも想定され、かんぽ生命への政府関与（出資）に伴う万一の際の政府支援への期待感といった消費者の認識を背景とした販売増が見込まれます。このような状況ではさらなる「民業圧迫」につながることは明らかであり、ひいては、民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用にも影響を及ぼしかねないものと危惧せざるを得ません。

日本郵政のかんぽ生命株式保有割合は郵政民営化法上で「届出制」移行にあたり規定された50%をこらうじて下回る49.8%であり、今後の株式完全売却への明確な道筋も未だ示されていない状況にあります。また、郵政民営化委員会では「3年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証」を現在行っており、その結論についてとりまとめられていない状況にあります。

こうした中、郵政民営化委員会による調査審議さえ行われないうまま、かんぽ生命の新規業務が認められる状況は、他の民間生命保険会社との適正な競争関係に配慮した状況とは到底認められません。

生保労連としては、先ずもって民間生命保険会社との公平・公正な競争条件の確保に向けて、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に向けた道筋が早期に示され、着実に実行されることを強く要望いたします。

また、郵政民営化委員会においては、生保労連がこれまでに申し述べてきた危惧・懸念等を十二分に考慮の上、新規業務に係る配慮義務を履行する公平・中立な第三者の立場から、適切な判断がなされるとともに、あわせて、販売状況等の継続的な確認・検証等が行われように要望いたします。

生保労連は生保産業唯一の産業別労働組合として、民間生命保険会社で働く者の雇用や生活への影響を引き続き注視するとともに、郵政民営化委員会の動向やかんぽ生命の新規業務が市場に与える影響等を踏まえ、適宜必要な対応をはかって参ります。

令和5年10月13日
全国生命保険労働組合連合会